

防府市市道改良事業実施要綱

平成9年 7月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道の安全と充実を図り、もって、地域住民の生活環境の整備を促進するため、地元自治会からの要望に基づき市が単独で実施する道路改良事業等(交通安全施設整備事業を除く。)について、必要な事項を定めるものとする。

(採択の基準)

第2条 市長は、公共性の高い現況幅員が4メートル未満の市道のうち、次の各号に掲げるものについて、予算の範囲内において改良を行うことができる。

- (1) 市道と市道を結び相当な延長を有し、改良後に道路構造令(昭和45年政令第30号)に準拠した道路幅員(路側溝造物を除き、3種5級及び4種4級程度のものをいう。)と交差点等が確保できるもの。
- (2) 地元地域内の生活道路として主要な役割を果たすと認められ、改良後に4メートルの幅員が確保できるもの。
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの。

(申請等)

第3条 市道の改良を要望しようとする自治会長(以下「申請者」という。)は、市道改良申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に要望内容書(第2号様式)並びに地権者、水利権者等の承諾書並びに位置図及び地籍図を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請者に対しその結果について市道改良事業決定(却下)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(用地の補償等)

第4条 前条の申請に基づいて改良事業を実施する場合の用地の取得については、地権者の寄附によるものとする。ただし、第2条第1号に該当する市道で、市長が特に認める場合は、適正な評価額の100分の50に相当する額を限度として買い取ることができる。

2 前項の用地取得に伴う物件の移転に係る費用については、適正な評価額でこれを補償するものとする。

(道路敷の取扱い)

第5条 現況が道路敷として利用されている用地については、この要綱の規定にかかわらず用地買収等を行わないものとする。

(適用除外)

第6条 この要綱は、次の各号に掲げるものについては適用しない。

- (1) 市の事業計画に基づき実施する市道の整備、改良等
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条による開発行為の許可により開発される区域内的の道路の整備、改良等

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 防府市長

自治会長

住 所

氏 名

電話番号()

地権者代表

住 所

氏 名

市道改良申請書

防府市市道改良事業実施要綱第3条第1項の規定により、関係市道の改良について下記の添付書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 要望内容書（第2号様式）
- 2 地権者及び地元関係者の事業実施承諾書
- 3 位置図及び地籍図（起点、終点を表示したもの）

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

地区自治会長

様

防府市長

市道改良事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました市道改良事業の申請について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 事業実施の採・否 採用 不採用
2 事業実施内容等 (年度・受付番号 号)

1 市道路線名	市道 線
2 事業実施場所	起点 防府市 地先から 終点 防府市 地先まで
3 要望内容等	

※ 事業実施時期については、おって協議します。